

兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会会則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、兵庫県立大学神戸商科キャンパスにおける学術研究活動を振興することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会を発行者とする、機関誌「商大論集」及び「人文論集」並びに別に定める不定期刊行物の発行及び配布
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) その他評議員会が必要と認める事業

(会員)

第4条 本会は、正会員、準会員、名誉会員、学生会員、特別会員及び賛助会員をもって、完全に自動的で互助的な組織とする。

2 正会員は、神戸商科キャンパスの部局に所属する専任教員をもってこれに充てる。

なお、神戸商科キャンパスの部局とは、国際商経学部、社会情報科学部、社会科学研究科、情報科学研究科を指すものとする。

3 準会員は、兵庫県公立大学法人特任教授等称号授与規程（平成25年法人規程第40号）に基づき、神戸商科キャンパスの部局において特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教（以下「特任教授等」という。）の称号を付与された者、若しくは評議員会の承認を経て会長が指名した者をもってこれに充てる。

4 名誉会員は、神戸商科キャンパスの部局において名誉教授の称号を有する者、又は評議員会の承認を経て会長が指名した者をもってこれに充てる。

5 学生会員は、神戸商科キャンパスの部局の学部学生、大学院学生及び大学院研究生をもってこれに充てる。

6 特別会員は、兵庫県公立大学法人客員教授等称号授与規程（平成25年法人規程第38号）に基づき、神戸商科キャンパスの部局において客員教授又は客員准教授の称号を付与された者、若しくは兵庫県公立大学法人客員研究員規程（平成25年法人規程第41号）に基づき、神戸商科キャンパスの部局において客員研究員として受け入れる者のうち入会を希望する者であって、評議員会の承認を経て会長が指名した者をもってこれに充てる。

7 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、事業を援助する意思を有する者であって、評議員会の承認を経て会長が指名した者をもってこれに充てる。

(会長及び副会長)

第5条 本会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、国際商経学部長又は社会情報科学部長とし、学年毎に両学部長が交替する。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、国際商経学部長又は社会情報科学部長とし、学年毎に両学部長が交替する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(評議員)

第6条 評議員は、正会員をもってこれに充てる。

2 評議員は、評議員会を構成し、重要な会務を審議する。

(運営委員)

第7条 運営委員は定員を9名とし、評議員会から選出された下記の者を充てる。

- ア 国際商経学部所属の委員5名
- イ 社会情報科学部所属の委員2名
- ウ 社会科学研究科所属の委員2名

- 2 運営委員長は、運営委員の中から選出し、会長、副会長を補佐する。
- 3 運営委員は、本会の事業の運営に関する業務を司る。
- 4 運営委員の任期は1年とし、会計年度の開始日から終了日までとする。
- 5 運営委員が評議員の資格を喪失したときは、当該運営委員が属する学部あるいは研究科に属する評議員のなかから、第1項の規定を準用して、新たに運営委員を選出するものとする。この場合、当該運営委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(監事)

第8条 監事は2名とし、評議員会において評議員の中から選出する。

- 2 監事は、本会の会計を監査する。

(幹事)

第9条 幹事は、淡水会事務局の事務局長及び事務職員をもってこれに充てる。

- 2 幹事は、本会の庶務を司る。

(会員の権利)

第10条 正会員、準会員、名誉会員、特別会員及び賛助会員は、本会の機関誌及び不定期刊行物の配布を受けることができる。

- 2 学生会員は、本会の機関誌の配布を受けることができる。

(評議員会)

第11条 評議員会は、会長あるいは副会長がこれを招集する。

2 評議員会は、評議員の定数の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数の賛成によって可決する。

- 3 評議員会の議長は、評議員の中から選出する。

4 評議員会の開催は、神戸商科キャンパスの部局ごとの分散開催も可とする。その場合、各部局の評議員数の3分の2以上の出席によって成立する。

5 第4項で議決を取る場合、当該部局の学術研究会運営委員が票数を集計し、学術研究会運営委員会で集約して行うこととする。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、運営委員長がこれを招集し、議長は運営委員長をもってこれに充てる。

2 会議は、運営委員3分の2以上の出席によって成立し、議事は、議長を除く出席者の過半数の賛成によって可決する。

- 3 議長は、運営委員の申請に基づいて当該運営委員に代えて、その代理人の出席を認めることができる。この場合代理人は、当該運営委員の属するすべての権利を代理するものとみなす。

4. 議長が必要と認めるときは、運営委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(編集委員会)

第13条 編集委員会は、運営委員長が編集委員長を兼ね、編集委員長がこれを招集する。

- 2 編集委員会は次に掲げる活動を行う。

(1)刊行物の企画、編集、発行、規程等に関すること。

(2)論文等の掲載、査読審査に関すること。

(3)その他、刊行に関すること。

(4)学術研究会HPほか公開情報等の管理。

3 前項にかかる決議は運営委員会で行うものとする。

(会費)

第14条 会員は次の各号の区分に従って、本会に会費を納入しなければならない。

ただし、名誉会員は、会費の納入を要しない。

(1)正会員	1年につき 4,000円
(2)準会員	1年につき 4,000円
(3)学部学生会員	4,000円
(4)大学院修士課程学生会員	2,000円
(5)大学院博士後期課程学生会員	3,000円
(6)特別会員	1年につき 10,000円
(7)賛助会員	1年につき 1口 10,000円

2 会員の会費納入義務は、学生会員にあっては入学時に、特別会員にあっては資格取得した日に、その他の会員にあっては、毎年4月1日に生じるものとする。

3 本会は、会員が資格喪失した場合においても、すでに納入した会費の一部または全部を返戻する義務を負わないものとする。

4 第2項のその他の会員であって、4月2日以降に会員の資格を取得したものにあっては前項の規定にかかわらず会費納入義務は、会員の資格を取得した日に生ずるものとする。

ただし、当該会員の会費の金額は、当該年の4月1日に会員の資格を有していたものとみなして算定する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第16条 会長は、毎会計年度の開始後速やかに当該年度の事業計画および予算を調整し、評議員会に提案して、承認を受けなければならない。

2 会長は、毎会計年度の終了後速やかに前会計年度の会計に関する決算書を調整し、監事の監査を経たうえで評議員会の承認を受けなければならない。

(会則の改正)

第17条 この会則の改正は、評議員会の決議によってこれを行う。

(事務所)

第18条 本会の事務所は、淡水会内におく。

2 この会則に関する事務は、淡水会に委託するものとし、委託の内容は、会長が淡水会会长と協議して、別に決める。

(規則への委任)

第19条 第3条の規定による事業の運営に関する必要事項については、本会則の下で、別に規則並びに規定等を定める。

附 則

この会則は、昭和49年7月16日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、昭和53年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 60 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 11 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 16 年 5 月 19 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 7 月 11 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 16 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 25 年 10 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 26 年 11 月 19 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 28 年 7 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 30 年 2 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この会則は、令和 2 年 2 月 20 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. 平成 31 年度以前入学の下記の者の会費については、第 14 条の規定にかかわらず、以下の表のとおりとする。

学部学生会員	8,000 円
大学院修士課程学生会員	4,000 円
大学院博士後期課程学生会員	6,000 円

附 則

(施行期日)

1. この会則は、令和 3 年 12 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. 会計研究科、経営研究科については第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この会則は、令和 7 年 3 月 20 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。